

【別添2】令和5年度推進方針からの変更内容

1 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準拠した変更

分野	品目	主な変更内容
紙類	塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙	古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃 管理木材パルプの重み付けを設定（古紙・森林認証材・間伐材等パルプとその他の持続可能性を目指したパルプの中間の評価） 管理木材パルプを含めた5種類のパルプのみ使用可 総合評価値を70以上から80以上に引き上げ
文具類	共通	大部分の材料が金属類（金属類が製品全体重量の95%以上）の製品に設定していた経過措置を終了
	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	布粘着テープはラミネート層に再生材料を配合した製品も評価
	ノート	塗工されている印刷用紙の判断の基準の変更に伴う修正
画像機器等	複合機、プリンタ、プリンタ複合機	判断の基準の基準値1のCFPの算定・開示に設定していた経過措置を終了
	プロジェクタ	対象範囲の拡大（5,000lm以上の製品を対象に追加） エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準として記載（タイプI環境ラベルの活用） 配慮事項に定量的環境情報の算定・開示（以下「CFPの算定・開示」という。）を追加
オフィス機器等	シュレッダー	特定の化学物質の使用制限を配慮事項から判断の基準に格上げ（1年間の経過措置を設定） エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準として記載（タイプI環境ラベルの活用） 配慮事項にCFPの算定・開示を追加
	電子式卓上計算機	バイオマスプラスチックの使用を判断の基準に追加
家電製品	電気便座	貯湯式及び瞬間式のエネルギー消費効率（年間消費電力量）に係る判断の基準を強化（1年間の経過措置を設定）
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	家庭用は省エネ法トップランナー基準のエネルギー消費効率を判断の基準として設定 業務用はエネルギー消費効率（年間加熱効率）を引き上げ 配慮事項にCFPの算定・開示を追加
	ガス温水機器	ガス温水機器の対象にハイブリッド給湯器を追加 省エネ法トップランナー基準のエネルギー消費効率の達成状況に係る判断の基準を設定 配慮事項にCFPの算定・開示を追加
	石油温水機器	省エネ法トップランナー基準のエネルギー消費効率の達成状況に係る判断の基準を設定 配慮事項にCFPの算定・開示を追加
	ガス調理機器	配慮事項にCFPの算定・開示を追加
照明	LEDを光源とした内照式表示灯	配慮事項にCFPの算定・開示及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
自動車等	乗用車	2030年度燃費基準値の70%達成レベルに強化（ハイブリッド自動車に適用） カーエアコンに使用する冷媒の地球温暖化係数について配慮事項から判断の基準（150以下）に格上げ（経過措置を設定）
	小型貨物車	2022年度燃費基準値の90%達成レベルに強化
公共工事	断熱ドア・サッシ	「エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令」の名称変更
	自動水栓	節水効果の向上を図るため判断の基準を設定
役務	印刷	塗工されていない印刷用紙及び塗工されている印刷用紙の判断の基準の変更に伴う修正
	食堂	配慮事項に「食器は可能な限り修繕・再生利用されること」を設定
	印刷機能等提供業務	コピー機等3品目のCFPの算定・公表に係る経過措置の終了に対応

2 県独自品目の変更

(1) 県有施設で使用する電気の「省CO₂化」

電気の省CO₂化の要件において、「省CO₂化の要素を考慮する観点による基準表」の配点の変更を行う。